



公 示  
令和8年7月1日

## 学長選考対象者の推薦について

国立大学法人宇都宮大学学長選考規程第6条に基づき、学長選考対象者推薦の受付を下記により実施する。

国立大学法人宇都宮大学学長選考・監察会議



### 記

#### 1. 学長選考を行う理由

国立大学法人宇都宮大学学長選考規程第3条第1号（任期満了）による。

#### 2. 学長の資格

学長選考・監察会議が定める学長選考基準「宇都宮大学に求められる学長像について」に適合する者とする。

#### 3. 推薦者の資格

次のいずれかの者とする。（国立大学法人宇都宮大学学長選考・監察会議委員を除く。）

- (1) ① 国立大学法人宇都宮大学経営協議会規程第2条第1項第3号に規定する委員
- ② 国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程第2条第1項第3号から第7号に規定する評議員
- (2) ① 本学教員のうち助教以上の者（前記（1）の者を除く。）
- ② 附属学校の校長，副園長及び副校長
- ③ 事務職員及び施設系技術職員のうち課長，事務長以上の者

なお、（2）に掲げる者からの推薦にあつては、10人以上（15人を上限とする。）の連署による。

〔学長選考実施要領で定めた運用細則〕

- (I) 推薦資格者にあつては、推薦書類提出期限日に在職する者とする。ただし、公示の日から推薦書類提出期限日までの期間を通じて、出張を命じられた者、海外研修、病気休暇、産前産後休暇、育児休業、介護休業及び配偶者同行休業を承認された者を除く。
- (II) 前記（I）において、公示の日に推薦資格を有していた者が、推薦書類提出期限日までに退職した場合、推薦書類提出期限日において停職又は休職の状態にある場合は、推薦資格を失う。
- (III) 1人の推薦資格者が、複数の学長選考対象者の推薦者となることはできない。
- (IV) 推薦資格者について疑義が生じた場合は、学長選考・監察会議が判断する。

#### 4. 推薦書類

- ① 学長選考対象者推薦状（様式1，推薦状別紙）
- ② 同意書（様式2）
- ③ 略歴等（様式3）
- ④ 学長選考対象者の所信（様式4）

※上記①～④の様式については、宇都宮大学グループウェア（Garoon）からダウンロードして使用する。

#### 5. 推薦書類の提出期限

令和8年7月17日（金）17時00分必着

#### 6. 推薦書類の提出先

企画総務部企画総務課長